

第 4 回区議会定例会提出案件概要

(条例関係)

議案番号	件 名	概 要														
第 110 号議案	新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額及び期末手当に係る支給月数を次のとおり改定する。 (1) 議員報酬の月額 ア 議 長 948,000 円 ⇒ 975,000 円 イ 副 議 長 809,000 円 ⇒ 832,000 円 ウ 委 員 長 666,000 円 ⇒ 685,000 円 エ 副委員長 636,000 円 ⇒ 654,000 円 オ 議 員 619,000 円 ⇒ 637,000 円 (2) 期末手当の支給月数 3.10 月 ⇒ 3.30 月 (0.20 月) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">支給月</th><th colspan="2">支給月数</th></tr> <tr> <th>現行</th><th>令和 7 年度以降 (令和 6 年度)</th></tr> <tr> <td>6 月</td><td>1.550 月</td><td>1.650 月 (1.550 月)</td></tr> <tr> <td>12 月</td><td>1.550 月</td><td>1.650 月 (1.750 月)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3.100 月</td><td>3.300 月 (3.300 月)</td></tr> </table> [施行日] ・上記(1) 令和 7 年 1 月 1 日 ・上記(2) 令和 6 年度の期末手当の支給月数の改定に係る部分は公布の日 (令和 6 年 12 月 1 日から適用)、令和 7 年度以降の期末手当の支給月数の改定に係る部分は令和 7 年 4 月 1 日	支給月	支給月数		現行	令和 7 年度以降 (令和 6 年度)	6 月	1.550 月	1.650 月 (1.550 月)	12 月	1.550 月	1.650 月 (1.750 月)	計	3.100 月	3.300 月 (3.300 月)
支給月	支給月数															
	現行	令和 7 年度以降 (令和 6 年度)														
6 月	1.550 月	1.650 月 (1.550 月)														
12 月	1.550 月	1.650 月 (1.750 月)														
計	3.100 月	3.300 月 (3.300 月)														
第 111 号議案	新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例	区長及び副区長の給料の月額及び期末手当に係る支給月数を次のとおり改定する。 (1) 給料の月額 ア 区 長 1,172,000 円 ⇒ 1,206,000 円 イ 副区長 940,000 円 ⇒ 967,000 円 (2) 期末手当の支給月数 3.10 月 ⇒ 3.30 月 (0.20 月) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">支給月</th><th colspan="2">支給月数</th></tr> <tr> <th>現行</th><th>令和 7 年度以降 (令和 6 年度)</th></tr> <tr> <td>6 月</td><td>1.550 月</td><td>1.650 月 (1.550 月)</td></tr> <tr> <td>12 月</td><td>1.550 月</td><td>1.650 月 (1.750 月)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3.100 月</td><td>3.300 月 (3.300 月)</td></tr> </table> [施行日] ・上記(1) 令和 7 年 1 月 1 日 ・上記(2) 令和 6 年度の期末手当の支給月数の改定に係る部分は公布の日 (令和 6 年 12 月 1 日から適用)、令和 7 年度以降の期末手当の支給月数の改定に係る部分は令和 7 年 4 月 1 日	支給月	支給月数		現行	令和 7 年度以降 (令和 6 年度)	6 月	1.550 月	1.650 月 (1.550 月)	12 月	1.550 月	1.650 月 (1.750 月)	計	3.100 月	3.300 月 (3.300 月)
支給月	支給月数															
	現行	令和 7 年度以降 (令和 6 年度)														
6 月	1.550 月	1.650 月 (1.550 月)														
12 月	1.550 月	1.650 月 (1.750 月)														
計	3.100 月	3.300 月 (3.300 月)														
第 112 号議案	新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例	監査委員の給料及び報酬の月額を次のとおり改定する。 (1) 常勤の者 ア 代 表 監 査 委 員 721,000 円 ⇒ 742,000 円 イ ア以外の監査委員 701,000 円 ⇒ 721,000 円														

(条例関係)

議案番号	件 名	概 要														
		※ 期末手当の支給月数については、区長及び副区長の例によることとされているため、同様に 0.20 月分の増額となる。 (2) 非常勤の者 ア 代表 監 査 委 員 329,000 円 ⇒ 339,000 円 イ ア以外の監査委員 309,000 円 ⇒ 318,000 円 (3) 議員選出の監査委員 190,000 円 ⇒ 195,000 円 [施行日] 令和 7 年 1 月 1 日														
第 113 号議案	新宿区選挙管理委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	新宿区選挙管理委員会の委員等の報酬の日額を次のとおり改定する。 (1) 委員長 35,000 円 ⇒ 36,000 円 (2) 委 員 30,000 円 ⇒ 31,000 円 (3) 補充員 30,000 円 ⇒ 31,000 円 [施行日] 令和 7 年 1 月 1 日														
第 114 号議案	新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例	教育長の給料の月額及び期末手当に係る支給月数を次のとおり改定する。 (1) 給料の月額 801,000 円 ⇒ 887,000 円 (2) 期末手当の支給月数 3.10 月 ⇒ 3.30 月 (0.20 月) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給月</th><th colspan="2">支給月数</th></tr> <tr> <th>現行</th><th>令和 7 年度以降 (令和 6 年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td><td>1.550 月</td><td>1.650 月 (1.550 月)</td></tr> <tr> <td>12 月</td><td>1.550 月</td><td>1.650 月 (1.750 月)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3.100 月</td><td>3.300 月 (3.300 月)</td></tr> </tbody> </table> [施行日] ・上記(1) 令和 7 年 1 月 1 日 ・上記(2) 令和 6 年度の期末手当の支給月数の改定に係る部分は公布の日 (令和 6 年 12 月 1 日から適用)、令和 7 年度以降の期末手当の支給月数の改定に係る部分は令和 7 年 4 月 1 日	支給月	支給月数		現行	令和 7 年度以降 (令和 6 年度)	6 月	1.550 月	1.650 月 (1.550 月)	12 月	1.550 月	1.650 月 (1.750 月)	計	3.100 月	3.300 月 (3.300 月)
支給月	支給月数															
	現行	令和 7 年度以降 (令和 6 年度)														
6 月	1.550 月	1.650 月 (1.550 月)														
12 月	1.550 月	1.650 月 (1.750 月)														
計	3.100 月	3.300 月 (3.300 月)														
第 115 号議案	新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会の委員の報酬の月額を次のとおり改定する。 (1) 教育長職務代理者 263,000 円 ⇒ 271,000 円 (2) 委 員 248,000 円 ⇒ 255,000 円 [施行日] 令和 7 年 1 月 1 日														
第 116 号議案	新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和 6 年特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を次のとおり改定する。 (1) 給料表の改定 公民較差 (11,029 円 (2.89%)) の解消を図るため、初任給及び若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号														

(条例関係)

議案番号	件名	概要	要																																																																																		
		給において給料月額を引き上げる。 (2) 初任給調整手当の見直し 医師及び歯科医師の安定的な人材確保を図るため、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、医師及び歯科医師に係る初任給調整手当について見直しを行う。 (3) 扶養手当の見直し 国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間における支給状況の変化及び職員の支給実態等を勘案し、配偶者等に係る手当を廃止し、これにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げる。 <table><tr><th>区分</th><th>現行</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度以降</th></tr><tr><td>配偶者等</td><td>6,000 円</td><td>4,000 円</td><td>2,000 円</td><td>廃止</td></tr><tr><td>子</td><td>9,000 円</td><td>9,500 円</td><td>10,000 円</td><td>10,500 円</td></tr><tr><td>※特定期間</td><td>13,000 円</td><td>13,500 円</td><td>14,000 円</td><td>14,500 円</td></tr></table> ※ 特定期間 満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 (4) 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定 民間における特別給の支給状況等を勘案し、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を 0.20 月引き上げ（現行 4.65 月⇒4.85 月）、引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に割り振る。 [管理職員以外の職員の支給月数] <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">支給月</th><th colspan="3">支給月数</th></tr><tr><th>現行</th><th colspan="2">令和7年度以降(令和6年度)</th></tr><tr><td rowspan="2">期末手当</td><td>6 月</td><td>1.200 月</td><td>1.250 月</td><td>(1.200 月)</td></tr><tr><td>12 月</td><td>1.200 月</td><td>1.250 月</td><td>(1.300 月)</td></tr><tr><td rowspan="2">勤勉手当</td><td>6 月</td><td>1.125 月</td><td>1.175 月</td><td>(1.125 月)</td></tr><tr><td>12 月</td><td>1.125 月</td><td>1.175 月</td><td>(1.225 月)</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>4.650 月</td><td>4.850 月</td><td>(4.850 月)</td></tr></table> [管理職員の支給月数] <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">支給月</th><th colspan="3">支給月数</th></tr><tr><th>現行</th><th colspan="2">令和7年度以降(令和6年度)</th></tr><tr><td rowspan="2">期末手当</td><td>6 月</td><td>1.025 月</td><td>1.075 月</td><td>(1.025 月)</td></tr><tr><td>12 月</td><td>1.025 月</td><td>1.075 月</td><td>(1.125 月)</td></tr><tr><td rowspan="2">勤勉手当</td><td>6 月</td><td>1.300 月</td><td>1.350 月</td><td>(1.300 月)</td></tr><tr><td>12 月</td><td>1.300 月</td><td>1.350 月</td><td>(1.400 月)</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>4.650 月</td><td>4.850 月</td><td>(4.850 月)</td></tr></table> [施行日] ・上記(1)及び(2) 公布の日（令和6年4月1日から適用） ・上記(3) 令和7年4月1日 ・上記(4) 令和6年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に係る部分は公布の日（令和6年12月1日から適	区分	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降	配偶者等	6,000 円	4,000 円	2,000 円	廃止	子	9,000 円	9,500 円	10,000 円	10,500 円	※特定期間	13,000 円	13,500 円	14,000 円	14,500 円		支給月	支給月数			現行	令和7年度以降(令和6年度)		期末手当	6 月	1.200 月	1.250 月	(1.200 月)	12 月	1.200 月	1.250 月	(1.300 月)	勤勉手当	6 月	1.125 月	1.175 月	(1.125 月)	12 月	1.125 月	1.175 月	(1.225 月)	計		4.650 月	4.850 月	(4.850 月)		支給月	支給月数			現行	令和7年度以降(令和6年度)		期末手当	6 月	1.025 月	1.075 月	(1.025 月)	12 月	1.025 月	1.075 月	(1.125 月)	勤勉手当	6 月	1.300 月	1.350 月	(1.300 月)	12 月	1.300 月	1.350 月	(1.400 月)	計		4.650 月	4.850 月	(4.850 月)	
区分	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降																																																																																	
配偶者等	6,000 円	4,000 円	2,000 円	廃止																																																																																	
子	9,000 円	9,500 円	10,000 円	10,500 円																																																																																	
※特定期間	13,000 円	13,500 円	14,000 円	14,500 円																																																																																	
	支給月	支給月数																																																																																			
		現行	令和7年度以降(令和6年度)																																																																																		
期末手当	6 月	1.200 月	1.250 月	(1.200 月)																																																																																	
	12 月	1.200 月	1.250 月	(1.300 月)																																																																																	
勤勉手当	6 月	1.125 月	1.175 月	(1.125 月)																																																																																	
	12 月	1.125 月	1.175 月	(1.225 月)																																																																																	
計		4.650 月	4.850 月	(4.850 月)																																																																																	
	支給月	支給月数																																																																																			
		現行	令和7年度以降(令和6年度)																																																																																		
期末手当	6 月	1.025 月	1.075 月	(1.025 月)																																																																																	
	12 月	1.025 月	1.075 月	(1.125 月)																																																																																	
勤勉手当	6 月	1.300 月	1.350 月	(1.300 月)																																																																																	
	12 月	1.300 月	1.350 月	(1.400 月)																																																																																	
計		4.650 月	4.850 月	(4.850 月)																																																																																	

(条例関係)

議案番号	件名	概要	要																								
		用)、令和 7 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に係る部分は令和 7 年 4 月 1 日																									
第 117 号議案	新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を 0.20 月引き上げる。																									
		<table><tr><td></td><td rowspan="2">支給月</td><td colspan="2">支給月数</td></tr><tr><td>現行</td><td>令和 7 年度以降(令和 6 年度)</td></tr><tr><td rowspan="2">期末手当</td><td>6 月</td><td>1.200 月</td><td>1.250 月 (1.200 月)</td></tr><tr><td>12 月</td><td>1.200 月</td><td>1.250 月 (1.300 月)</td></tr><tr><td rowspan="2">勤勉手当</td><td>6 月</td><td>1.125 月</td><td>1.175 月 (1.125 月)</td></tr><tr><td>12 月</td><td>1.125 月</td><td>1.175 月 (1.225 月)</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>4.650 月</td><td>4.850 月 (4.850 月)</td></tr></table>			支給月	支給月数		現行	令和 7 年度以降(令和 6 年度)	期末手当	6 月	1.200 月	1.250 月 (1.200 月)	12 月	1.200 月	1.250 月 (1.300 月)	勤勉手当	6 月	1.125 月	1.175 月 (1.125 月)	12 月	1.125 月	1.175 月 (1.225 月)	計		4.650 月	4.850 月 (4.850 月)
			支給月	支給月数																							
		現行		令和 7 年度以降(令和 6 年度)																							
		期末手当	6 月	1.200 月	1.250 月 (1.200 月)																						
12 月	1.200 月		1.250 月 (1.300 月)																								
勤勉手当	6 月	1.125 月	1.175 月 (1.125 月)																								
	12 月	1.125 月	1.175 月 (1.225 月)																								
計		4.650 月	4.850 月 (4.850 月)																								
[施行日]																											
令和 6 年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に係る部分については公布の日(令和 6 年 12 月 1 日から適用)、令和 7 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に係る部分については令和 7 年 4 月 1 日																											
第 118 号議案	新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和 6 年特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を次のとおり改定する。																									
		(1) 給料表の改定																									
		公民較差(11,029 円(2.89%))の解消を図るため、初任給及び若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給において給料月額を引き上げる。																									
		(2) 扶養手当の見直し																									
		国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間における支給状況の変化及び職員の支給実態等を勘案し、配偶者等に係る手当を廃止し、これにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げる。																									
		<table><tr><th>区分</th><th>現行</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度以降</th></tr><tr><td>配偶者等</td><td>6,000 円</td><td>4,000 円</td><td>2,000 円</td><td>廃止</td></tr><tr><td rowspan="2">子</td><td>9,000 円</td><td>9,500 円</td><td>10,000 円</td><td>10,500 円</td></tr><tr><td>※特定期間</td><td>13,000 円</td><td>13,500 円</td><td>14,000 円</td><td>14,500 円</td></tr></table>		区分	現行	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度以降	配偶者等	6,000 円	4,000 円	2,000 円	廃止	子	9,000 円	9,500 円	10,000 円	10,500 円	※特定期間	13,000 円	13,500 円	14,000 円	14,500 円				
区分	現行	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度以降																							
配偶者等	6,000 円	4,000 円	2,000 円	廃止																							
子	9,000 円	9,500 円	10,000 円	10,500 円																							
	※特定期間	13,000 円	13,500 円	14,000 円	14,500 円																						
		※ 特定期間 満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間																									
		(3) 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定																									
		民間における特別給の支給状況等を勘案し、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を 0.20 月引き上げ(現行 4.65 月⇒4.85 月)、引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に割り振る。																									

(条例関係)

議案番号

件名

概要

要

		[管理職員以外の職員の支給月数]			
	支給月	支給月数			
		現行	令和7年度以降(令和6年度)		
期末手当	6月	1.200月	1.250月	(1.200月)	
	12月	1.200月	1.250月	(1.300月)	
勤勉手当	6月	1.125月	1.175月	(1.125月)	
	12月	1.125月	1.175月	(1.225月)	
計		4.650月	4.850月	(4.850月)	

	支給月	支給月数		
		現行	令和7年度以降(令和6年度)	
期末手当	6月	1.025月	1.075月	(1.025月)
	12月	1.025月	1.075月	(1.125月)
勤勉手当	6月	1.300月	1.350月	(1.300月)
	12月	1.300月	1.350月	(1.400月)
計		4.650月	4.850月	(4.850月)

[施行日]

- ・上記(1) 公布の日 (令和6年4月1日から適用)
- ・上記(2) 令和7年4月1日
- ・上記(3) 令和6年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に係る部分は公布の日 (令和6年12月1日から適用)、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に係る部分は令和7年4月1日

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 119 号議案	新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他工事請負契約の変更について	令和5年第3回新宿区議会定例会における議決及び令和6年第2回新宿区議会定例会における変更の議決に基づき締結した新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他工事請負契約の変更について

1	変 更 概 要	(1) 変更理由 本件建物において、台風や豪雨の影響により漏水や污水管の破損が生じたため、一時的な処置を行ったが、今後も同様の被害が起こる可能性を踏まえ、抜本的な改修工事を行うことから、本件工事請負契約の請負代金額を変更する。 (2) 主な変更内容 ア 屋上ドレン配管移設（防水補修共）に伴う工事費の増額 イ 外壁タイル透明塗膜防水に伴う工事費の増額						
2	工 事 場 所	東京都新宿区新宿六丁目 14 番 1 号						
3	契 約 月 日	令和 5 年 10 月 18 日						
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和 7 年 8 月 29 日まで						
5	変 更 金 額	<table><tr><td>変更前</td><td>1, 491, 732, 000 円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>1, 569, 700, 000 円</td></tr><tr><td>差額（増額）</td><td>77, 968, 000 円</td></tr></table>	変更前	1, 491, 732, 000 円	変更後	1, 569, 700, 000 円	差額（増額）	77, 968, 000 円
変更前	1, 491, 732, 000 円							
変更後	1, 569, 700, 000 円							
差額（増額）	77, 968, 000 円							
6	変 更 月 日	議決日の翌日						
7	受 注 者	東京都新宿区西新宿六丁目 16 番 6 号 大日本土木株式会社 東日本支店 執行役員支店長 小椋 克泰						

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 120 号議案	新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他に伴う電気設備工事請負契約の変更について	令和5年第3回新宿区議会定例会における議決及び令和6年第2回新宿区議会定例会における変更の議決に基づき締結した新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他に伴う電気設備工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他に伴う電気設備工事請負契約の変更について

1	変 更 概 要	(1) 変更理由 本件建物において、台風や豪雨の影響により漏水や污水管の破損が生じたため、電気設備の改修工事を行うことから、本件工事請負契約の請負代金額を増額する。 また、本件工事現場の詳細調査により、設備の動作不良や故障等があることも判明したため、併せて改修工事を行う。 (2) 主な変更内容 ア 変電設備改修（漏水により故障した機器の交換）に伴う工事費の増額 イ 非常放送設備改修（アンプが故障したため交換）に伴う工事費の増額							
2	工 事 場 所	東京都新宿区新宿六丁目 14 番 1 号							
3	契 約 月 日	令和 5 年 10 月 18 日							
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和 7 年 8 月 29 日まで							
5	変 更 金 額	<table><tr><td>変更前</td><td>1,020,613,000 円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>1,047,761,000 円</td></tr><tr><td>差額（増額）</td><td>27,148,000 円</td></tr></table>		変更前	1,020,613,000 円	変更後	1,047,761,000 円	差額（増額）	27,148,000 円
変更前	1,020,613,000 円								
変更後	1,047,761,000 円								
差額（増額）	27,148,000 円								
6	変 更 月 日	議決日の翌日							
7	受 注 者	共同企業体名	日東・中央アイデン建設共同企業体						
		構 成 員 (代表者)	東京都新宿区百人町二丁目 24 番 10 号 日東電工株式会社 代表取締役 本間 正明						
		構 成 員	東京都新宿区西新宿四丁目 24 番 16 号 株式会社中央アイデン 代表取締役 川村 興作						

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 121 号議案	新宿区立新宿文化センター給排水衛生設備改修その他工事請負契約の変更について	制限付一般競争入札により令和6年5月9日付けで締結した新宿区立新宿文化センター給排水衛生設備改修その他工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

新宿区立新宿文化センター給排水衛生設備改修その他工事請負契約の変更について

1	変 更 概 要	(1) 変更理由 本件建物において、台風や豪雨の影響により漏水や污水管の破損が生じたため、一時的な処置を行ったが、今後も同様の被害が起こる可能性を踏まえ、抜本的な給排水衛生設備の改修工事を行うことから、本件工事請負契約の請負代金額を増額する。 また、本件工事現場の詳細調査により、設備の故障や経年劣化等があることも判明したため、併せて改修工事を行う。 (2) 主な変更内容 ア 1 階大ホールホワイエ床下污水管の破損による配管交換に伴う工事費の増額 イ 地下 1 階駐車場冷温水管の漏水による配管交換に伴う工事費の増額 ウ 館内室内機(ファンコイルユニット等)機器、配管および配管支持の更新等に伴う工事費の増額						
2	工 事 場 所	東京都新宿区新宿六丁目 14 番 1 号						
3	契 約 月 日	令和 6 年 5 月 9 日						
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和 7 年 8 月 29 日まで						
5	変 更 金 額	<table><tr><td>変更前</td><td>179, 300, 000 円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>325, 369, 000 円</td></tr><tr><td>差額 (増額)</td><td>146, 069, 000 円</td></tr></table>	変更前	179, 300, 000 円	変更後	325, 369, 000 円	差額 (増額)	146, 069, 000 円
変更前	179, 300, 000 円							
変更後	325, 369, 000 円							
差額 (増額)	146, 069, 000 円							
6	変 更 月 日	議決日の翌日						
7	受 注 者	東京都新宿区山吹町 130 番地 芝工業株式会社 東京支店 取締役支店長 山野井 章						